

9月議会 健康福祉委員会 わしの恵子議員

わしの議員は10月4日の健康福祉委員会で、

- ①看護修学資金貸し付けの継続について
- ②難病の医療費助成について質問を行いました。



県行政の落ち度で看護修学資金貸付金制度を廃止するな

看護修学資金は、大病院など独自の奨学金制度を持たない中小病院にとって大きな役割を果たしてきました。しかし、昨年12月に2019年からの新規貸付を止めることが発表され、「愛知県看護修学資金貸付金制度の存続と拡充を求める陳情書」など反対の声が上がっています。

わしの議員は「この制度がなくなれば中小病院の看護師確保がますます困難になる。県は新規貸付者が減少しているから廃止と言うが、貸付希望者は減少していない。限られた予算しかつけないから希望者全

員が認められていない。財政サイドの査定で作的に新規貸与者を減少させたと思わざるを得ない」と指摘。もう一つの廃止理由としている返還割合が5割を超えていても、「平成10年以降、200床未満の病院に就労することを免除要件と変更したからだ」と指摘しました。

わしの議員は「明確な理由もない制度の廃止だ。不適切な債権管理という県行政の落ち度、弱点を看護職希望の青年に押し付ける最悪の手法だ。県が貸付金制度を継続することを強く要望する」と訴えました。

難病の医療費助成 改めて実態調査を

2015年施行の難病法により既認定者の負担が急に重くなることを避けるため、新たな難病法の認定基準ではなく、特定疾患治療研究事業の認定基準で指定、認定を行い、自己負担上限額も従前通りとする3年間の経過措置がとられました。経過措置が終了した今、程度が軽症の場合は医療費助成の対象から外れるなど軽症者への影響が問題になっています。

わしの議員は「県内の経過措置対象者35,021人のうち、不認定者3820人、未申請者4563人、この中には医療を中断された方もいる。軽症患者の重症化を防ぐためには状況把握や対策が必要であり、それが医療費削減にもつながる。県は親身になって独自に実態

調査をすべきだ」と追及しました。県は「厚労省が難病患者の生活実態調査を行っているので本県が独自に調査する予定はない」と回答。わしの議員は「県が厚労省に要望するためにも、根拠となる事例や実態を把握することが必要だ。」と県独自の実態調査を強く要望しました。

また、「北海道地震の停電で難病患者が大変な状況になったが県は調査をしたのか」との質問に対しても、県は「この調査についても行っていない」と答弁。わしの議員が「県は実情を把握して福祉避難所を用意すべきと思うがどう考えるか」と提案すると「市町村が対応すること」と冷たい答弁でした。

「介護保険制度の改善のため、国に意見書の提出を求める請願書」に賛成討論

この請願は、「①ケアプランの有料化をしない②要介護1,2を介護保険から外し新しい総合事業に移行しない③老人保健施設や介護療養病床などの多床室室料を徴収しない」の3点について国に意見書の提出を求めたものです。わしの議員は「介護保険制度が始まって18年、県内54自治体のうち、40の自治体で保険料の大幅な引上げ、すべての自治体で

要支援1・2の認定者の訪問介護・通所介護外しが行われた。6月に政府が閣議決定した『骨太方針2018』には『介護プラン作成、多床室の室料、軽度者への生活援助サービスの検討』が提起され、更なる改悪が行われようとしている。これ以上の介護サービスの削減、利用者への負担増をさせてはならない」と請願の賛成討論を行い、採択を求めました。